

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とすること。